



まちかど情報局

「長寿おめでとうございませう。」

渡邊きみ子さん100歳！

小立にお住まいの渡邊きみさんは、明治37年3月30日生まれで今年、満100歳を迎えられました。町ではきみ子さんの100歳の誕生日に、町長が渡邊さんのお宅を訪問し、記念品を贈りました。きみ子さんの益々の長寿を祈念します。



船津保育所に「車止め」をいただきました。



船津地区四十二の厄年の皆さん（参八九会長）から、船津保育所に車止めを3機、寄贈していただきました。ありがとうございます。

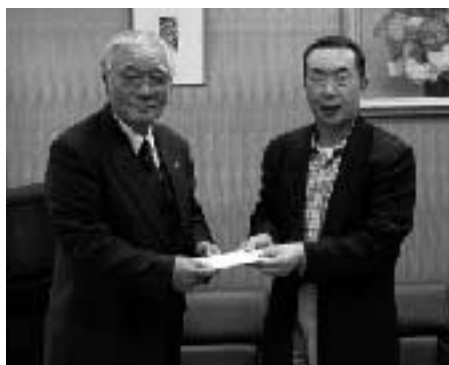
河口の古屋昇さんから遊具とピアノの寄贈をいただきました。



河口在住の古屋昇さんから、河口保育所に遊具の「なかよしランド」、河口小学校に「ピアノ」の寄贈をしていただきました。

河口の古屋茂さん、小立小学校に100万円の寄付をしていただきました。

河口在住で、オールドホームズ(有)の古屋茂さんから、古屋さんの母校である小立小学校の教育に役立ててもらいたいと100万円の寄付をしていただきました。



町役場職員の異動について

【採用】

三浦 市郎 まちづくり管理監
(県・土木部道路維持課)

【派遣】

富士五湖広域行政事務組合
小林 次仁(保険課)
外川 豪(管理課)
外川 正和(環境課)
山中 寛之(建設課)

【配置換】

課長
水道課 渡辺 辰美(議会事務局)
保険課 小佐野文雄(水道課)
議会事務局 渡辺 晴夫(保険課)

課長補佐

福祉推進課 三浦 茂
(富士五湖広域行政事務組合)
健康増進課 小佐野洋五(福祉推進課)

昇任係長

管理課管財係 山中 一敏(総務課)

係長

総務課収納対策班 赤池 和文(管理課)
観光課蝙蝠穴所長 三浦 吉彦(文化振興局)

主査・主任・主事 古屋 昌浩(税務課)
総務課財政係

議会事務局からお知らせ

3月議会で2名を特別町民に推せん!

【富士河口湖町名誉町民】

假屋 美尋 氏 (大石)

(綾小路きみまろ)

清水 國明 氏 (小立)

提案理由

假屋美尋(綾小路きみまろ)氏は、日本を代表する漫談家として活躍、テレビ出演等を通じて、全国的な町名のピーアールにつながっており、町の観光振興及び文化の向上に貢献している。

清水國明氏は、「NPO法人清水國明の河口湖自然楽校」を開校し、キャンプやカヌー体験を通じて、子どもたちの生きる力を育む講座、地域での生涯学習講座にも積極的に協力している。

このように、本町の発展並びに社会文化の進展に著しく貢献している両氏に、特別町民の称号を付与し、町のブレンとして活躍を期待する。

湖南水道事業常任委員会委員を選任

渡辺貴美男 昭和13年生 (船津)

西湖財産区管理委員を選任

渡辺 勝人 昭和18年生 (西湖南)

渡辺 賢三 昭和24年生 (西湖西)

大嵐財産区管理委員を選任

渡辺 勝明 昭和11年 (大嵐)

朝比奈喜四郎 昭和4年 (大嵐)

各種行政委員等の紹介

文化財審議会委員

中村章彦・庄司守男(船津) 外川和夫(浅川)

倉沢 幹(小立) 堀内健三(大石) 中村義朗(河口)

小佐野真一・小佐野安・小石川正文(勝山)

宮下晃夫(長浜) 渡辺篤(西湖南) 渡辺秀勝(大嵐)

足和田地区の区長

4月から先の方々が区長さんになりました。

大嵐区長 渡辺 栄治

長浜区長 梶原 芳章

西湖区長 渡辺 勝人

根場区長 渡辺 賢三

区長会長 渡辺 勝人

平成16年度消費生活相談員

県では、県内の120名を消費生活相談員として委嘱し、毎日のくらしの中で消費生活に関する苦情や相談を受付けています。

私たちの町の相談員さんは次の4人です。お気軽に声をかけてください。

井出 満枝(船津) 72 0256

外川寿美恵(船津) 72 0891

渡辺 吉枝(西湖南) 82 2357

穂阪 四郎(船津) 72 0629

総務課収納対策班

渡辺 光夫(企画課)

小佐野健二(税務課)

岡村 等(勝山出張所)

相沢 幸治(水道課)

渡辺真由美(税務課)

倉沢美由紀(学校教育課)

郷田よしみ(生涯学習課)

総合窓口課総合窓口係

三浦ます子(収入役室)

小佐野才史(管理課)

佐野 哲也(県土木部)

外川 博章(水道課)

生涯学習課社会体育係

渡辺 浩基(企画課)

大石 清美

大嵐小学校用務員

(小立福祉センター)

滝口 裕子(こもも保育所)

三浦 克子(勝山保育所)

中村 恵子(河口保育所)

高野由紀子(船津保育所)

小佐野きよみ(船津保育所)

三浦ひろみ(足和田保育所)

相沢真由美(船津保育所)

小佐野芳保(勝山保育所)

足和田保育所

勝山保育所

勝山保育所

勝山保育所



各地区で地域懇話会開催中！

町では、昨年11月15日の合併により新町になりましたが、新町になって初めての予算が先月の広報でもお知らせしましたが、3月議会で承認され、その執行に移っています。その中で、今年度各地区で実施していく主要事業等について、各地区の皆さん方に紹介し理解していただくとともに、ご提案やご提言をいただき具体的な町づくりに反映していこうとこの地域懇話会を町内6ヶ所で行っています。

4月12日と19日に行われました、足和田地区及び勝山地区での懇話会の意見交換の内容の一部を紹介いたします。

なお、4月26日は大石、30日は河口、5月10日は小立、17日には船津地区を対象に懇話会が行われます。

＝足和田地区懇話会＝ 出席者85名
4月12日午後7時、足和田出張所

【質問】街灯の電気代について、各地区間に設置されている分も自治会で負担するのか。

【回答】通学路や公道上の街灯については、公費で支払うようにする、現状を調査する。



【質問】旧足和田地区での健康診断は、厚生連で毎年5月実施だったが、新町では10月予定になっているが

【回答】新町の健康診断については、旧町村の体系に従い実施していく方針である。実施時期については、今年度からおそくなりますがご理解願いたい。

【質問】西湖公民館は、ハイキングなどの利用者が多いので、屋外用トイレの設置を

【回答】関係機関と協議し、要望に沿えるよう検討していく。

【質問】長浜地区の消防自動車2台が分散配備されているので、出張所に収納できないか。

【回答】また、旧車庫を長浜区倉庫として使用させてほしい。

【回答】検討していく

【質問】足和田地区は、ブロードバンド・ADSLが利用できない。何とかならないか。

【回答】NTTへの地域住民からの要望が必要である。地域での意見集約により町でも対応していく。

【質問】大嵐町営グラウンドに夜間照明設備を設置して欲しい。

【回答】大嵐区総会でも出されたが、現在検討している。

【質問】ゲートボール大会等への参加時に、町のバスを利用させてもらえないか。

【回答】所属課から利用申込みをして利用してください。

【質問】可燃ごみの収集を週2回にして欲しい

【回答】合併協議書には、収集を週2回にする旨になれば検討していく。

＝勝山地区懇話会＝ 出席者140名
4月19日午後7時、勝山ふれあいセンター

【質問】防災無線整備について5年計画を早期にして欲しい

【回答】予算が多額なため整備計画に基づいて実施する。なるべく要望に沿っていきたい。

【質問】「道の駅」駐車場整備の早期着手と富士山の方位を示す看板等の設置及び羽根子山の有効利用を検討していただきたい。

【回答】「道の駅」には、積極的な予算を計上し観光客のニーズに答えられるよう対応していく。

【質問】街並み整備事業が現段階、一時中断したようだがどうか。



【回答】平成16年度も引き続き実施する。

【質問】資源ごみの搬出について、トラックの用意できない自治会への配慮を。当番による資源ごみの搬出について、自治会別で行いたい。

【回答】区長長として、町の要望内容を各自治会へ持ち帰り、トラックの問題も含め、各自治会協力のもとに推進して頂きたい。

【質問】富士吉田市への搬入を現在交渉中とのことだが、青木が原の施設は復活できないのか。

【回答】焼却炉は、最低1000トン进行处理できる施設でなければ利用できないが、現状を検査した結果最低でも4億の予算が必要であり、耐久性は、4～5年程度。また、県のエコパーク構想（県下のゴミを1ヶ所で処理させる）も考えると復活には無理がある。

【質問】湖岸の遊歩道について、河口湖遊園（シッコ公園間）を早期に整備して欲しい。

【回答】湖岸の遊歩道は、県と町に分担事業で現在実施している。場所的に河川敷を利用するため状況を慎重に鑑み、将来的には



湖畔一週構想に対応していきたい。

【質問】国道139号線（勝山入口）の信号機に右折表示を備えて欲しい

【回答】県の公安委員会へお願いしてみます。

【質問】東海自然歩道における、ごみの不法投棄を厳重管理して欲しい

【回答】不法投棄があった時は、至急環境課へ連絡してください。また、地主さん方にも自己防衛手段として、不法投棄が生じないような対策を講じていただきたい。

【質問】勝山小中学校南側交差点への信号機の設置を

【回答】公安委員会へ現在要望書を提出しており、再度陳情行います。

【質問】旧老人福祉センターの有効活用、例えば、地区集会場として利用させて欲しい。

【回答】旧施設の利用方法と現在利用している各施設との関連性を検討し、将来あるべき方向を考えたい。具体的には、旧勝山庁舎等も含め、議員や財産管理委員等により、本年度中に確たる方針を定めていきたい。



企画課からのお知らせ

町づくりメッセージBOX

活用してください。

町では、町民の皆さんが持っているいろいろな意見や提案等を気軽に出していただくことと、町ホームページ上に「町づくりメッセージBOX」を設けています。現在1ヶ月に5件～10件程度のメッセージが届いています。

届いたメッセージは担当課に回覧し、回答を返しています。その中で公開可能なメッセージの内容と回答は、ホームページ上に掲載しています。

是非、ご利用下さい。

テレビ「こうほう富士河口湖」について

町民の皆さんに役場からのお知らせや町の出来事などを1週間に1度、放送しているテレビ「こうほう富士河口湖」は、河口湖CATVと、北富士テレビを通して見ることが出来ます。

また、「河口湖CATV」や「北富士テレビ」が見れない方には、町役場庁舎、勝山・足和田の各出張所で見れますので、ご覧ください。

「河口湖CATV」での放送日程

毎日曜日～火曜日の週3回
2チャンネル
放送時間

午前	6時15分～	6時45分
午前	7時15分～	7時45分
午前	8時15分～	8時45分
午前	9時15分～	9時45分
午後	5時15分～	5時45分
午後	6時15分～	6時45分
午後	7時15分～	7時45分
午後	11時15分～	11時45分

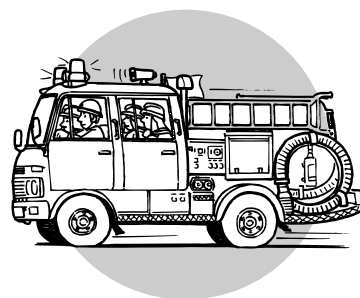
「北富士テレビ」での放送日程

毎月曜日と木曜日の週2回
11チャンネル
放送時間 午後7時～7時30分
(北富士テレビの放送内容によって時間が変更する場合があります。)

=平成16年度=

富士河口湖町消防団組織・役員紹介

私たちの町を恐ろしい火災や災害から守ってくれる消防団の組織は、昨年11月の町村合併時に11分団・定数375人が富士河口湖町消防団として発足し活動を行ってきましたが、本年4月1日より新たに6分団・定数295人として消防団編成を行い今まで以上に地域に貢献いたします。



新しい組織及び今年の役員の顔ぶれは次のとおりです。（敬称略）

団長 小佐野昭二（船津）

副団長 渡辺 藤三（小立） 外川 和康（河口） 流石 修身（勝山） 渡辺 慎次（西湖西）

船津分団（定数45人）	分団長 梶原 義美
	副分団長 駒沢 信治
小立分団（定数45人）	分団長 北村 邦夫
	副分団長 渡辺 善栄
大石分団（定数35人）	分団長 藤井 米寿
	副分団長 半田 幸久
河口分団（定数40人）	分団長 高山 昂士
	副分団長 外川 満
勝山分団（定数45人）	分団長 佐野 喜市
	副分団長 小佐野文夫
足和田分団（定数80人）	分団長 三浦 由一
	副分団長 三浦 重美



4月1日に行われた、平成16年度富士河口湖町消防団出初式の様子

各自主防災会・自治消防隊にお知らせ

本年、消防団組織の編成に伴い、新たに消防団員に新基準の活動服を支給しました。そのため旧活動服について、リサイクル可能なものについては、町内で活動している自主防災会及び自治消防隊員に使用していただきたいと考えております。

必要な団体は、役場管理課 防災係までご連絡ください。（72-6013）



健康科学大学学生宿舎建設希望申込み及び説明会の開催について

健康科学大学は、開学2年目を迎え、医療・福祉を学ぶ生徒が全国より集まり、現在1期生283名、2期生282名が入学しております。

健康科学大学の学生用の宿舎は、富士河口湖町で充実した学生生活を送っていただくために、学生宿舎組合を組織し学生に対し宿舎提供を行っております。

今年度は、健康科学大学の平成17年度の入学生を対象とした学生宿舎の建設に関する説明会を、左記のとおり開催します。建設を希望される方は、建設希望申込書を17日までに健康科学大学宿舎組合まで提出の上お集まりください。

当日は、学生の希望する宿舎の形態や、今までの状況、町からの支援策などについての説明を行います。

- ・ 申し込み期限 平成16年5月17日（月）
- ・ 申込書提出先 健康科学大学学生宿舎組合
組合長 鈴木俊雄（電話 72 1663）
- 建設希望申込書は、組合長宅に用意してあります。

「説明会」

・ 開催期日 5月20日（木）

午後1時30分～

・ 開催場所 富士河口湖町中央公民館
2階 視聴覚室

詳しいお問い合わせ先

健康科学大学（学生課）	83	5230
学生宿舎組合 鈴木	72	1663
町役場まちづくり推進室	72	6023

農林課からのお知らせ

有害鳥獣防護柵を設置すると

半額を補助します。

イノシシ等の有害鳥獣が農地に侵入するのを防ぐため、電気柵、網、トタン等で防護柵を設置した人に、5万円を限度にかかった費用の半額を補助します。



補助金の交付を受けようとする人は、資材購入費等の領収書、完成写真を添えて申請してください。

問合せ 町役場農林課振興係

(電話72,1115)

農業用マルチ置場の利用について

各地区に農業用マルチ置場を設置してありますが、マルチ以外のゴミ等の持ち込みがあり、農業用マルチの処理(リサイクル)に支障をきたしています。

持ち込みができるものは以下のとおりです。

- ・農業用マルチ
 - ・ビニールハウスに使用したビニール
- 家庭のゴミ類は絶対に持ち込まないでください。

建設課からのお知らせ

富士河口湖町公共物管理条例が

4月1日より施行されました。

この条例は、法定外公共物(道路法、河川法等の適用を受けない公共物)で代表的なものに里道

(高速自動車国道・一般国道・都道府県道・又は市町村道以外の道路で、認定外道路・赤道(アカミチ)等とも呼ばれているもの)、水路(一級河川・二級河川・又は準用河川以外の河川で普通河川・青溝等とも呼ばれているもの)が、国より譲与を受け、富士河口湖町で機能管理、財産管理することにより制定されました。

譲与を受けた地区は、旧河口湖町地区・旧勝山村地区で、旧足和田村地区は平成17年を予定しております。

これにより、法定外公共物を使用等する場合

は、今まで国への申請でしたが、町への許可申請と使用料を払うようになりましたので、ご承知下さい。

問合せ 町役場建設課・用地係

東京電力大月支社より防犯灯が

寄贈されました。ありがとうございます。

防犯灯の支給については、建設課へ連絡してください。

東京電力では、地域の皆様の役立つ活動として各自治体に防犯灯の寄贈を行なっています。町にも過日、15本の防犯灯の寄贈をいただきました。ありがとうございます。

また、防犯灯については、各自治会・区会を通して申請していただいております。防犯灯の器具については町で支給しますが、設置・維持管理及び電気代については、各自治会・区会で負担していただくことになっていきます。



福祉推進課からのお知らせ

「人権擁護委員の日」における

「特設人権相談所」開設について

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の更なる普及高揚を図ることを目的として、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

これに基づいて、富士河口湖町では左記により「特設人権相談所」を開設しますので、ご利用下さい。

富士河口湖町「特設人権相談所」

6月1日(火)午後1時30分～4時

富士河口湖町役場にて

都留児童相談所

定例相談のお知らせ

都留児童相談所では、定例相談を毎月1回、町役場で行っています。日程は、ご覧のとおりです。ご利用下さい。

日程(毎月1回、午前10時～午後2時)

6月4日、7月2日、8月6日、9月3日、

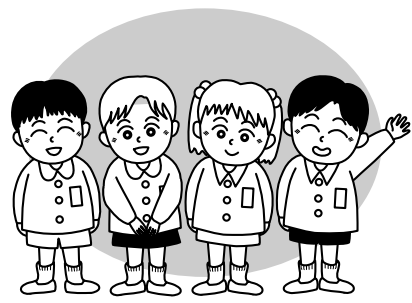
10月1日、11月5日、12月3日、1月7日、

2月4日、3月4日

福祉推進課からの お知らせ

保育料の減額について

4月号の広報誌でお知らせしましたが、町では子育て支援の充実を図る施策として平均6%の保育料の減額改定をいたしました。



特徴としては、5階層以上の金額についても、階層ごとにすべて料金格差を設定したことです。

なお、お子さんが2人以上入所の場合は、4階層までは、年齢が上の児童を全額徴収、下の児童を減額（中の児童を2分の1・下の児童を10分の1徴収）、5階層以上は下の児童を全額徴収、上の児童を減額（中の児童を2分の1・下の児童を10分の1徴収）となります。

たくさんのお問い合わせをいただきましたが、保育料の階層設定は、所得税と住民税の税額によって算定されますので毎年変わる可能性があります。

何かありましたら、福祉推進課児童福祉係（72 6028）までご連絡下さい。

平成16年度富士河口湖町保育所徴収金基準額表

階層区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層定義		
1	0	0	0	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		
2	(全額)	8,000	5,500	第1段階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	
	(1/2額)	4,000	2,750			
	(1/10額)	800	550			
3	(全額)	17,500	15,000		第1段階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	町民税課税世帯
	(1/2額)	8,750	7,500			
	(1/10額)	1,750	1,500			
4	(全額)	27,500	25,000	第1段階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が右の区分に該当する世帯		64,000円未満
	(1/2額)	13,750	12,500			
	(1/10額)	2,750	2,500			
5	(全額)	41,500	28,000		第1段階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満
	(1/2額)	20,750	14,000			
	(1/10額)	4,150	2,800			
6	(全額)	46,500	28,500	第1段階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が右の区分に該当する世帯		160,000円以上 408,000円未満
	(1/2額)	23,250	14,250			
	(1/10額)	4,650	2,850			
7	(全額)	47,500	29,000		第1段階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	408,000円以上
	(1/2額)	23,750	14,500			
	(1/10額)	4,750	2,900			

同時に2名以上の児童が入所する世帯について、第1~第4階層の世帯は最年長児を全額、2人目を5割軽減、3人目以降を3割軽減とし、第5~第7階層の世帯は最年少児を全2人目を5割軽減、3人目以降を3割軽減とする。

= 障害者割引制度の改正及び手続きについて =

有料道路における障害者割引制度について、以下のとおり改正されましたのでお知らせします。

改正の概要

割引証を廃止し、新たに割引の有効期間を記載する手続きを行った身体障害者手帳又は療育手帳のみで割引適用されます。(旧制度(割引証と手帳)での通行は、平成16年5月31日までとなります。)

このことに関するお問い合わせは、町役場福祉推進課へ連絡してください。

国民健康保険からのお知らせ

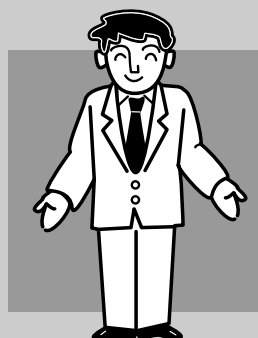
今月から16年度の国民健康保険事業について、国保運営協議会での審議内容も含めお知らせします。

国民健康保険税について

国民健康保険税は、自営業者・農業者や医療保険のない会社などに勤められている人が、保険税を出し合って医療費を支出する制度です。

加入している皆さんが病気やけがをしたときに医療機関で支払う金額は、かかった医療費の3割です。残りの7割は、加入者の保険税（50%）と国・県の補助金（50%）でまかなわれています。

なお国保税は目的税です。医療費の支払以外に使われることはありません。



国保税が16年度より統一されます



15年度の国保税は旧町村ごとに課税されていましたが、16年度から統一した税率で課税されます。税率については、現在、国保運営協議会において、15年度の医療費と納めていただいた国保税などにより、低所得者層への配慮を軸に慎重に審議を進めています。



医療費は今後とも増加することが予想されます

医療費が増加する主要因

- ・医学の進歩や医療ニーズの多様化・高度化・薬剤一部負担金の廃止
(医療技術の進歩・高度化に伴い、診療に要する費用がかさむようになってきています。)
- ・加入者の高齢化
(病気になりがちな、お年寄りの加入者に占める割合が次第に大きくなってきました。)
- ・慢性疾患患者の増加
(生活習慣病など、長期にわたる治療が必要となる慢性疾患の患者が増加しています。)
- ・長引く景気低迷による所得の減少と加入者の増加
- ・平成14年10月より、3歳未満の自己負担額が3割から2割になりました。(国保負担の増加)

国民健康保険は相互扶助の考えのもと制度化させたものですが、経済低迷や高齢化の進展を受け医療費は増え続け、厳しい運営を余儀なくされています。

健康に対する関心が大切

医療費が増加すれば相対的に保険税も上がります。だからといって、医療機関にかかるのを抑えるのではなく、大切なのは一人ひとりの健康に気をつける心構えです。

「かかりつけの医師を持つ」「同じ病気ではしご受診をしない」「時間外や休日の受診はなるべく避ける」「住民検診や人間ドッグなどの健康診断を受ける」「栄養・運動・休養の健康づくり」などに心がけましょう。



経済的に苦しいという方に

「保険料免除制度」

所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には、国民年金保険料の免除制度があります。



保険料免除は2種類

保険料の全額が免除される

「全額免除」

(納付は1/3)

保険料の半額が免除される

「半額免除」

(給付は2/3)

免除の対象となる方は

所得(収入)が一定基準を下回る方

所得(収入)のめやすは右表を参照

生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の方

風水害、失業等で保険料の納付が困難な方
その事実を証明できる公的機関の書類を提出できる場合等

免除期間は

7月(または申請月の前月)から翌年6月までです。
免除を受ける方は、毎年申請が必要です。

夫か妻のいずれかのみ所得(収入)のある世帯の場合

世帯員数	免除対象となる所得(収入)のめやす(内は収入)	
	全額免除	半額免除
4人世帯(夫婦、子2人) (子の1人は16歳以上23歳未満)	164万円 (260万円)	285万円 (424万円)
3人世帯(夫婦、子1人) (子は16歳未満)	129万円 (210万円)	215万円 (333万円)
2人世帯(夫婦のみ)	94万円 (159万円)	172万円 (271万円)

単身世帯の場合

世帯員数	免除対象となる所得(収入)のめやす(内は収入)	
	全額免除	半額免除
単身世帯	35万円 (100万円)	85万円 (150万円)

ただし、申請者の配偶者や世帯主についても、免除基準に該当しないと承認されませんので、ご承知下さい。



学生で所得が少ないという方に

「学生納付特例制度」

学生の場合、本人の所得が一定額以下のとき、在学期間中の保険料を後払いできる学生納付制度があります。

学生納付特例の承認を受けると、その期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

ボクにはありがたいな。



納付特例の対象期間は

4月(または申請月の前月)から翌年3月までです。
特例を受ける方は、毎年申請が必要です。

保険料は追納できます。満額の年金に近づけるためにもぜひおすすめします。

免除を受けた期間や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。免除を受けた期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金は減額されますので、年金額を満額に近づけるためにも、追納をおすすめします。なお、保険料を追納しない場合、免除期間については、老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料を納(全額納付)した期間と比べて免除(全額)期間について3分の1の額に、免除(半額)期間については3分の2の額にそれぞれ減額となります。学生納付特例期間は老齢基礎年金を受給するための年金受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、社会人になってから必ず追納するようにしてください。

追納する保険料の額は、「保険料免除制度」「学生納付特例制度」の対象となった月の属する年度の翌々年度を過ぎてから追納する場合には、その当時の保険料に政令で定める率を乗じて得た額となります。

⚠️ ご注意ください。

保険料免除制度及び学生納付特例制度は、申請のあった月の前月からの承認となります。届出が遅れた場合、承認される前の期間は未納期間となり、その間の事故や病気で障害が残っても、生涯基礎年金は支給されない場合がありますので、ご注意ください。半額免除の商人を受けても、残る半額の保険料を納付しなかった期間は未納期間となり、その間の事故や病気で障害が残っても、生涯基礎年金は支給されない場合がありますので、ご注意ください。

保険料免除制度・学生納付特例制度の申請についてのお問い合わせは
町役場総合窓口課の国民年金窓口または社会保険事務所へ
申請書は町役場・総合窓口課の国民年金窓口にご提出下さい。